

平成28年度 津市職員採用試験

(平成29年度採用予定)

～あなたの熱意で市民の思いを形にしてください！！～



受 験 案 内

【募集職種】

事務職、事務職(身体障がい者対象)、
技術職(土木)、技術職(機械)、
技術職(建築)、技術職(電気)、
保育士、保健師、技能員(清掃員等)、
技能員(調理員)

受付期間 平成28年8月4日(木)から平成28年8月26日(金)まで
試験日 第1次試験 平成28年9月18日(日)
試験場所 津市立三重短期大学ほか

津市 総務部 人事課(本庁舎6階)

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3106

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

1 職種等、採用予定人数及び受験資格

職種等	採用 用人 予数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
事務職	三十三人程度	(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院修了 昭和58年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和60年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 平成元年4月2日以降出生の人 ○ 中学校卒 平成元年4月2日以降平成11年4月1日までに出生の人
事務職 (身体障がい者対象)	二人程度	事務職の学歴、免許等の要件を満たし、次のすべての条件を満たす人 (1) 自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人	
技（土木職）	三人程度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院修了 昭和58年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和60年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 平成元年4月2日以降出生の人
技（機械職）	一人程度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において機械に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	

職 種 等	採定 用人 予数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
技（ 建 術 築 職）	一 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院修了 昭和58年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和60年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 平成元年4月2日以降出生の人
技（ 電 術 気 職）	一 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において電気に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	
保 育 士	十 人 程 度	保育士資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は平成29年3月までに有する見込みの人	○ 昭和60年4月2日以降出生の人
保 健 師	一 人 程 度	保健師免許を有する人又は平成29年4月までに有する見込みの人	
技（ 清 掃 員 等）	六 人 程 度	中学校卒業以上の学歴を有する人	○ 昭和57年4月2日以降平成11年4月1日までに出生の人
技（ 調 理 員）	五 人 程 度		
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で通勤可能な人			

2 職務内容

職 種 等	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
事 務 職 (身体障がい者対象)	
技 術 職 (土 木)	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職 (機 械)	施設等に係る設計、施工・維持管理等の機械に関する技術的業務
技 術 職 (建 築)	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
技 術 職 (電 気)	施設等に係る設計、施工・維持管理等の電気に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設等（保育所等）、幼稚園その他の施設における児童の保育業務、幼児教育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等
技 能 員 (清 掃 員 等)	清掃、用務等の労務作業
技 能 員 (調 理 員)	学校、児童福祉施設等（保育所等）における給食業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

平成28年8月4日（木）から平成28年8月26日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦：29.7cm、横：21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒----- 2通（持参による申込みの場合は1通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知（持参による申込みの場合は、第1次試験に係る合否の通知）を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

ウ 事務職（身体障がい者対象）を受験する人は、身体障害者手帳（受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ）の写し----- 1通

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成28年8月26日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成28年8月26日(金)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(津市本庁舎6階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(又は返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成28年9月5日(月)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・作文試験
事 務 職 (身体障がい者対象)	
技 術 職 (土 木)	教養試験・専門試験
技 術 職 (機 械)	
技 術 職 (建 築)	

職 種 等	試 験 科 目
技 術 職 (電 気)	教養試験・専門試験
保 育 士	
保 健 師	
技 能 員 (清 掃 員 等)	教養試験・適性検査
技 能 員 (調 理 員)	

(2) 試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容	
教 養 試 験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験	
作 文 試 験	課題に対する考え方、表現力・構成力等についての作文試験	
専 門 試 験	技 術 職 (土 木)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験
	技 術 職 (機 械)	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）及び電子機械に関する択一式による筆記試験
	技 術 職 (建 築)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する択一式による筆記試験
	技 術 職 (電 気)	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術に関する択一式による筆記試験
	保 育 士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）に関する択一式による筆記試験
	保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験
適 性 検 査	技能員としての適応性を作業適性及び社会適性の両面からみるための択一式による筆記検査	

※ 教養試験及び専門試験（技術職（土木）、技術職（機械）、技術職（建築）、技術職（電気））の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

(3) 試験日

平成28年9月18日（日）

(4) 試験場所

津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）又は津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

平成28年10月7日(金)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、後日、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

職 種 等	試 験 科 目	試 験 日 (予 定)
事務職 事務職(身体障がい者対象) 技術職(土木) 技術職(機械) 技術職(建築) 技術職(電気) 保健師	口述試験(個人面接)	平成28年10月22日(土) 又は 平成28年10月23日(日)
	実地試験(グループワーク) 職場適応性検査	平成28年10月25日(火)
保育士	実技試験(課題実技) 職場適応性検査	平成28年10月21日(金)
技能員(清掃員等) 技能員(調理員)	口述試験(個人面接) 職場適応性検査	平成28年10月22日(土) 又は 平成28年10月23日(日)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 結果発表

平成28年11月初旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、後日、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)・・・全職種

集団討議・・・保育士、技能員(清掃員等)及び技能員(調理員)を除く全職種

(2) 試験日

平成28年11月中旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成28年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、後日、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成29年4月1日に採用する予定です。ただし、保健師については、平成29年4月1日以降平成29年5月1日までに採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰上げを行う期間は、平成30年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

(1) 初任給

職 種	等	初 任 給
事務職	大学院（修士課程）修了	190,200円
事務職（身体障がい者対象）	大学卒	176,700円
技術職（土木）	短期大学・高等専門学校・ 専修学校（専門課程）卒	160,200円
技術職（機械）		
技術職（建築）		
技術職（電気）	高等学校卒等	149,000円
保育士	大学・保健師養成所卒	176,700円
技能員（清掃員等）	18歳の場合	149,000円
技能員（調理員）		

(注) 新卒者等に係る平成28年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(例1) 児童福祉施設等（保育所等）に勤務する保育士及び技能員（調理員）の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時30分から午後7時までのうち7時間45分（施設等により異なる場合があります。）

(例2) 学校等に勤務する技能員（調理員）の場合

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで（学校等により異なる場合があります。）

(2) 勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります（上記「(1) 勤務時間」を参照）。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇及び介護休暇があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 併願について

津市教育委員会が実施する幼稚園教諭等の採用試験との併願が可能です。

(3) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎6階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。